九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

蘭秀山の乱と明初海運の展開 : 中国・朝鮮史料による東アジア海域世界の変動の再構築

陳, 波
復旦大学

https://doi.org/10.15017/25871

出版情報：九州大学東洋史論集. 39, pp.91-111, 2011-05-01. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

蘭秀山の乱と明初海運の展開
―中国・朝鮮史料による東アジア海域世界の変動の再構築―

陳　波

はじめに

明代において海運が実施されたのは、洪武・永楽期に限られており、明朝の七分の一程という短期間に過ぎない。しかも、それは主として遼寧・北平へ軍糧を輸送するに止まっていた。このような状況に反して、元代の海運は江南の経済的中心と北方の政治的中心を結びつける大動脈であった。このため、両者を同様に論じることはできない。そして、現在に至るまで明代の海運に関する論文・著作はそれほど多くはない。このことは、明代の海運が元代のそれほど重視されてこなかったことに起因する(1)。しかし、元代において海運が効果的に実施されたのも、至元十九年（一二八二）～至正十二年（一三五二）の七〇年間である。明初の海運実施は、洪武元年（一三六八）～永楽十二年（一四一四）の四〇余年（ただし靖難の変期に関しては不詳）に止まるとはいえ、実施期間が短いことを理由に、その重要性を棄却することはできず、また、一定期間実施されたことに目を向けなければならない。したがって、元明交替期に東アジアの政治勢力が再編成されていく過程において、海運はどのように展開したのか、そして、明朝によってどのように運営されたのかという点について、さらに考察を深める必要がある。

しかしながら、明初の海運に関する先行研究の多くは、政府が明代の海運の展開と実施にどのような影響を与えたかという問題に偏っている。そのため、海運の実態が解明されているとは言い難い。明初の海運は、文書・典籍に記録される静的な制度にとどまるものではなく、元明交替期の東アジア諸勢力の交流を色濃く反映した動態的なものとして捉えなければならない事象である。

こうした観点から、本稿では、明初の海運体制のいくつかの特徴を解明することを目的とする。具体的には、朝鮮史料を活用し中国史料の不足を補うことによって、元明交替期の東アジア海域の背景、及び海運の主体である「運軍」の具体的な活動及び従役の状況について考察する。

一　元明交替期の東アジア海域の情勢

元末、紅巾の乱が起こり、群雄が割拠すると、張士誠や方国珍は、江浙地方の民間の豪強・商人を糾合して勢力を拡大した。そして、最終的には元朝の国家体制を打破して東アジア海域の覇権を獲得し、国家領域の枠組みを超える強大な勢力となった。張士誠と方国珍による中国東南部における台頭は、江南からの食糧供給に大きく依存していた元朝の経済的な命脈を絶ったことを意味した。これに加えて、紅巾軍の龍鳳政権は北方で元軍と激戦を繰り広げており、元朝治下の中国はすでに分裂崩壊の状況を呈していた。このような状況の下で、紅巾軍の残存勢力だけではなく、元朝に忠誠を誓う大小の軍閥も、事態を収拾すべく、東アジアの各国に使者を陸続と派遣して救援を求めていた。各種の史料から、張士誠・方国珍・明玉珍・陳友諒・朱元璋が東アジア諸国に使者を派遣していた事情を確認することができる。そして、元朝の有力軍閥では、ボロトテムル（孛羅帖木児）・ココテムル（拡廓帖木児）が同様の行動をとっていた(22)。また、『高麗史』の記載によって、当時、江浙地方を地盤としていた張士誠や方国珍と高麗との間には密接な往来があったことが窺える。こうした往来については、政治目的だけではなく、経済活動の色彩も強かったことを考慮しなけれ

ばならない[3]。

淮西から勃興した朱元璋は集慶府（南京）を根拠地とし、陳友諒・張士誠・方国珍等の勢力を次々と掃討すると、洪武と改元し、軍を四方に派遣して南北に戦線を拡大させた。このときには、元から明への王朝交替の趨勢はすでに決していた。しかし、明朝の建国当時の状況は史上まれに見るほど厳しいものであった。洪武五（一三七二）年正月に、明朝は徐達・李文忠・馮勝に精兵十五万を率いて三路から漠北に遠征させ、一挙に北元を滅ぼそうとしたが、主力であった徐達の軍は惨敗を喫している[4]。こうした厳しい状況の下、軍事と政治の中心を徐々に北に移すことが決定され、皇帝自身が辺境を守備することになった。そして、精兵・猛将や百官・宮室は徐々に北京に移ったが、北方での戦乱は絶えることなかった。そのため、海運の重要性が高まることとなり、明初の洪武元年（一三六八）から洪武三十年（一三九七）まで、毎年海路から遼東・北平・永平及び薊州などの前線へ兵站供給が行われた。また、靖難の変の後、永楽元年（一四〇三）から一二年（一四一四）までも海運による遼東と北京への供給が行われている。

明初に開始した海運によって、北上する明軍のために糧草が輸送された。洪武元年に、明朝は大軍を派遣して北伐を行っている。『明史』巻一二六「湯和伝」は、湯和が受けた命令及びその顛末を次のように伝えている[5]。

造舟明州、運粮直沽、海多颶風、輸鎮江而還。

これが明代に初めて行われた海運に関する記事である。しかし、この海運は失敗に終わっており、その後も継続されなかった。

ここで注意されるのは、張士誠や方国珍の残存勢力が東アジア海域において、依然として一定の影響力を持っていたため、海域世界が不安定であったという背景である[6]。湯和は洪武元年に福建遠征を行い、その帰途、昌国に駐屯していた際、蘭秀山（現在の舟山群島の秀山島）を攻撃している方国珍の残存勢力と遭遇してしまった。明軍は戦闘の中で指揮二名を失い、損失が甚大であったため、湯和はこの一件により公に封じられなかった[7]。

朱元璋は、この事件に大きな衝撃を受け、本格的に方国珍の残存勢力掃討に踏み切った。すなわち、一方では高麗及

び日本に使者を派遣して、その国外逃亡ルートを断ち、他方では大軍を編成し征討を行ったのである。しかしながら、こうした対策をとったにも関わらず、明朝は洪武四年に至るまで反対勢力鎮圧の継続を余儀なくされた。洪武元年から四年まで方国珍の残存勢力による活動は衰えをみせなかった。この一連の事件は一般に「蘭秀山の乱」と呼ばれている。この蘭秀山の乱に関しては、すでにいくつかの研究がなされている。しかし、先行研究の考察は蘭秀山の乱の発生と明代海禁政策との関係に集中しており、明代海運の展開とこの反乱がどのような因果関係を有していたのかについては、検討が加えられていない。ここで、洪武元年（一三六八）に開始した明初海運についての記事が、洪武五年（一三七二）になってからようやく連続して出現するようになることに留意したい[8]。筆者は、明初の海運の実施が蘭秀山の乱をめぐる東アジア海域の情勢と密接な関係があることに着目している。そこで、次節以降において、これまでの明初海運研究に十分活用されることのなかった朝鮮史料の『吏文』を分析することにより、蘭秀山の乱と明初の海運との関係について考察を進めることとする。

二　蘭秀山の乱の終息と明初の海運の展開

まず、簡単に『吏文』について紹介しておく。『吏文』は、朝鮮成宗年間（一四六九～九四年）に、当時の官吏を公文書に習熟させるために承文院が編纂した公文書テキストであり、一三七〇～一四七六年に高麗・朝鮮両朝と明朝廷との間で往来した外交公文書及び明朝廷の文書の一部が収録されている。『吏文』には、『高麗史』及び『李朝実録』の記載とは異なる公文書も収録されており、その大部分は他の文献には見られない貴重な史料である。『吏文』は一九二〇年代に日本の研究者によって発見されて以来、歴史学・言語学の研究者によって重視されている。『吏文』の原本は四巻である。巻一には明代皇帝の宣諭と聖旨が収録されていた。現在では存在しないが、崔世珍の著述内容から推測すると、白話聖旨が収録されていたと考えられる。巻二、巻三はその収録文書の年代が連続している。そのうち巻二は咨・

奏・申・呈・照会であり、巻三は咨・奏・呈・題奏で、その体裁はほぼ同様である。巻四は榜文で、その多くは明朝の文書で、文言の要素が最も濃い。崔世珍は、嘉靖十八年（中宗三十四年、一五三九）に『吏文』の語彙に対する注釈集である『吏文輯覧』を編纂した際に、巻二・三・四のみ注釈を施している(9)。

『吏文』には蘭秀山の乱と関連する文書が二件収録されており、以下にその全文を引用する。

文書（一）　蘭秀山海賊干連人等高麗高伯一審決發回事

中書省據刑部呈：

「見欽奉聖旨、爲分揀審決蘭秀山逆賊事。除欽依審決外、爲是林寶一等所供、情未盡實、再行問責得林寶一狀供：係昌国県富七保住民。洪武元年正月二十四日、本保里長盧子中、租賃莽張百戸艚船一隻、雇募寶一等、充梢水、裝運官鹽赴京。於斜浦修船完備、忽有莽張百戸到來對説、蘭山葉演三・長塗王元帥・秀山陳元帥等船、都下海了。教我快趕船來、同打明州。令伊男張子安、與寶一等、行船趕到招寶山、接見陳元帥。莽張百戸船敗陣前来、就撥寶一等船隻、於定海港守把。至三月初七日、有首賊陳魁四、提船等候、攔截大軍。至四月十八日到於崎頭、迎見呉都督軍船、對敵敗退、夏山觶避。後於六月初八日開洋、至十二日、到於耽羅。寶一收買海菜、自趂本處洪萬戸船、到高麗遇見陳魁五等。將布五匹雇倩、肩駝綿布到於古阜、就留伊家使喚。洪武三年五月二十四日、有朝廷差丁百戸等官到來、先將陳魁五捉獲。各賊家小俱各逃避、陳魁八與寶一、前去苾山藏避。於隣人高伯一家做飯喫食、將蘇木等物與訖本人。至二十八日、寶一思忖得、陳魁八必是逃走。又見本賊身畔、藏帶金銀等物、貪圖取要。窺伺陳魁八睡着、用大石塊於本人胸堂上、打訖二下身死。將伊身畔金銀物件、盡行收要入己。是實。

及責得高伯一供：

係高麗人氏、見於全羅道住座。洪武二年五月二十八日(10)、有陳魁八・林寶一到家。將鍋做飯、與訖蘇木・白礬并衣帶八条。後見林寶一、不見陳魁八、問得林寶一、説稱「陳魁八往鎮浦去了。」後又與訖玉色紗裙一条・白苧布

衣二件。除外別不知謀逆事情。是實。

得此。洪武三年九月二十八日奏奉聖旨：『林寶一既曾從逆、拒敵官軍、教處重了。高伯一發回高麗去。欽此。』除欽依、將林寶一移付都官部處重外、據發回高麗一名高伯一。具呈。照驗施行。」

得此。除將高伯一就令高麗国差來左使姜師贊等收領前去外、都省合移咨。請照驗施行。

須至咨者。

右咨高麗國王。

洪武三年十月初九日(二)。

文書（二）　在逃糧船梢工陳均祥起取發來事

定遼衛都指揮使司據令史羅南山呈：

「洪武伍年七月初五日、抄蒙總兵官征虜副将軍榮祿大夫吳相府左相靖海侯案驗：

『該爲糧儲事。着據金州戍禦官定遼衛都指揮僉事王才、起取横海衛千戸劉文・百戸汪名、到官問責得各人狀供：

〈乘駕順字四號海船、裝載官糧一仟玖百玖十碩、根隨本衛指揮楊沂等、償運北平糧儲。洪武伍年四月初二日、太倉開洋行使。至当月二十日、失離船宗、因値颶風。有梢工林轉五等、故將糧船使開、飄至高麗王京地面山島灣泊。當有梢工陳均祥・張順保・軍人林得九・余成五・林進、登岸取討柴水在逃。随令百戸汪名、將引小旗計成、軍人陳寶七・金眞一根尋、被本処馬軍三十余騎、帶四角笠子、將計成等捉拿前去。当有梢工林轉五、將船開使、至五月二十日、到金州馬朐島、於石礁上打碎船隻、所裝官糧俱各飄流、渰死軍人二名。〉

得此。除將梢工林轉五取問、明正典刑外、據在逃梢工軍人陳均祥等五名、被捉旗軍計成等三名、必合勾取。爲此、仰令定遼衛令史抄案呈衛、行移高麗國、即便根勾在逃梢工陳均祥等到官、差人牢固管押。并被捉旗軍計成等、一同伴送、赴定遼軍前、聽調施行。』奉此。呈乞施行。」

得此。今差奏差程忠前去、合行咨呈。伏請照驗。煩爲根勾在逃軍梢陳均祥等到官、差人牢固管押發來。轉解施行。
須至咨呈者。
右、咨呈高麗國王。
洪武五年七月初九日(12)。

文書（一）は、藺秀山の乱に関する最も詳細な史料である。藤田明良氏(13)や曹永和氏(14)がすでに本文書を利用した研究を発表している。しかし、文書（二）を利用して藺秀山の乱を考察した先行研究は、存在しない。筆者は、文書（二）冒頭に現れる「呉相府左相靖海侯」が、明初に太祖朱元璋の起兵に従った開国の功臣呉良の弟呉禎、すなわち、文書（一）の中に見える「呉都督」のことであることを発見した。呉禎は藺秀山の乱の鎮圧において、最も勲功をたてた人物である。また、『明実録』及び『明史』等によれば、呉禎は洪武四年には藺秀山の乱をほぼ平定し、洪武五年（一三七二）から十一年（一三七八）に至るまで海運を統轄していた(15)。換言すれば、藺秀山の乱の平定こそが、明初の海運を可能とする条件を用意したのであった。

明初の海運はすべて軍事運輸であり、その任務は、沿海の衛所から旗軍に物資を供給することであった。したがって、明初の海運の実態を理解するためには、「運軍」の来歴および組織形態についてまず理解しなければならない。運軍は史料用語であり、何喬運輯『名山蔵』巻五〇「漕運記」漕軍に次のような説明がなされている(16)。

軍也者、出力以運者也、洪武中海運者也。洪武中海運給遼左七十五萬石、凡役官軍八萬餘人、運軍悉許附載己物資私用。永樂初三運皆軍、軍無運名、惟所命之。十二年漕渠績、罷海・衞二運、運軍之精鋭者盡集於漕、始以運名軍。

この記事によって、運軍の人数や漕軍との関係を理解することができる。また、その組織形態と来歴については、『明太祖実録』洪武四年十二月丙戌（一三七二年一月十三日）の条が豊富な情報を提供してくれる(17)。

詔呉王左相靖海侯呉禎、籍方國珍所部温・臺・慶元三府軍士、及藺秀山無田糧之民嘗充船戸者、凡十一萬一千七百

三十人、隷各衛爲軍。仍禁瀕海民不得私出海。

多くの研究者が、この史料を明初の海禁政策実施に関する初出の記事として位置づけている。筆者は、この史料が伝える明初海運を担った集団に関する記事に注目したい。それは、明軍が蘭秀山の乱を鎮圧した後、方国珍に属していた軍民の技能を利用して海防に当たらせようとした点である。彼らの多くは元代以来の船戸であり、もともと船舶の扱いに長けていた。つまり、明初の海運においては方国珍の残存勢力が大きな役割を果たしていたことが推測される。この推測を裏付けるのが、『高麗史』と『高麗史節要』の記述である。まず、『高麗史』巻四二、恭愍王一九年（洪武三年、一三七〇）六月辛巳の条は次のように述べる。

中書省遣百戸丁志・孫昌甫等、來究蘭秀山叛賊陳君祥等。咨曰：君祥等積年在海上作耗。大軍克平浙東之後、本賊既降、復叛劫殺將官。已嘗調兵往討、其賊畏罪逋逃。今有明州人鮑進保自高麗來告、君祥等挈其黨、見於王京・古阜、匿罪潛居王國、必所未知、撫以爲民。其賊詭計偷生、奸心實在、若使久居王國、將見染惑善良、爲患匪輕。忽然復歸其穴、則往來既無少阻。請將賊徒解來、明正其罪、庶絶奸惡。王命並其妻子及貲産以送、凡百餘人。

『高麗史節要』巻二九恭愍王一九年六月の条は、同様の事件を次のように伝える。

又遣百戸丁志・孫玉來、執蘭秀山叛賊陳君祥・陳魁一等以歸。先是、君祥等居江南、詐降於明、殺其官吏、率徒百餘人航海而來、居於古阜。

藤田明良氏は文書（一）と上の二史料の記述を結びつけ、「陳君祥」と陳魁一・陳魁四・陳魁五・陳魁八は皆同族であり、前者は後者四人の父親の世代であると指摘した。その上で、『高麗史節要』において陳君祥の名前が陳魁一の前に挙げられていることを理由に、陳君祥が蘭秀山の「叛賊」のリーダーであったと結論している。

藤田氏の卓見に従いつつ、筆者は、文書（二）に依拠してさらに新たな知見を提出したい。それは、「陳君祥」を文書（二）に見える「在逃軍梢陳均祥」と同一人物に比定するものである。「君」と「均」の字が異なっているが、この二字は音通する。また、この異同は、おそらく明朝政府が「君祥」という名を避けていたことに起因する[18]。そ

の理由は、陳君祥が海運の途中に逃亡し、なおかつ蘭秀山で乱を起こした前科を有していたためである。以上の事情により、高麗国王への咨文では、その名が「均祥」に改められているのである。『高麗史』と『高麗史節要』は朝鮮王朝が編纂した史書であり、その内容は高麗の記録に基づいている。そして、その高麗では、諱法は明朝ほど厳格なものではなかった。そのため、「陳君祥」という本名が記されたのであろう。『嘉靖江陰縣志』巻一六「名宦」の記事は、このことを傍証する。

洪武元年正月、進攻延平、禽友定、閩海平。公（呉禎）還次昌國、會海盗葉松坡・陳均祥據蘭秀山作叛、公調兵悉剿之。三年論功行賞、授開國輔運推誠宣力武臣榮祿大夫柱國靖海侯、食祿一千五百石、賜鐵券、子孫世襲。五年壬子、詔發兵東戍定遼、公總舟師數萬、由登州轉餉以給海運、大濟。

ここでは「海盗葉松坡・陳均祥據蘭秀山作叛」とあり、文書（二）に見える「陳均祥」と一致する。「陳均祥」と記す史料がともに明朝側のものであることは、決して偶然ではないであろう。

文書（二）・『高麗史』・『嘉靖江陰縣志』の記述を総合すると、事件の経緯は次のように再構成することができる。呉禎が洪武元年に陳均祥の加わった蘭秀山の乱を平定した際、陳均祥は敗れて呉禎に降った。しかしながら、すぐに再度叛旗を翻し、将官を殺害して高麗に逃亡した。その後、洪武三年（一三七〇）に明朝は百戸丁志と孫昌甫を派遣し、陳均祥を帰国させて呉禎の配下に編入させた。陳均祥は、洪武五年（一三七二）四月に海路で糧食輸送を担当した際、途中で再び逃亡した。海運を監督する総兵官であった呉禎は、この件を処理しなければならず、咨文を高麗国王に送達して、陳均祥の帰国を要求したのである。

ところで、文書（一）に蘭秀山の乱の参加者として現れる陳魁五・林宝一・張百戸を、文書（二）に現れる逃亡梢工陳均祥・林転五・張順保および軍人林得九・林進の名と対照すると、林・張・陳の姓が共通しているという興味深い事実が浮かび上がる。これを踏まえると、蘭秀山の乱を、林・張・陳氏を始めとする江浙沿海の勢力による明朝政権に対する叛乱として捉え直すことができる。文書（一）に現れている蘭秀山の乱を起こした人々と、文書（二）の海運の

旗軍及び梢工は、ともに方国珍の残存勢力であった。つまり、明朝は蘭秀山の乱を鎮圧すると、方国珍の残存勢力の船舶の扱いに習熟した軍民を衛所に編入させ、海運に従事させた。文書（二）の梢工陳均祥・林転五・張順保および軍人林得九・林進は、元末以来、東シナ海に割拠した海上勢力であった。彼らが海運の途中で高麗に逃亡したのは、軍隊に編入されることを拒否し、新王朝の体制の厳格な束縛から逃れようとする、彼らの指向の反映とみなすことができる。

また、先述したように、元末以来、方国珍政権と高麗は密接な政治的・経済的関係を有していた。高麗の王京は江浙地域との頻繁な通商により[19]、その利益関係は複雑な様相を呈していた。もし住民が容認し、当局が黙認しなければ、『高麗史』が伝えるように、陳君祥等一百余人が高麗王京および古阜に逃れ、そこに安住することは不可能であったに違いない。そして、もし仮に文書（二）の陳均祥等が方国珍の残存勢力ではなく、高麗王京の住民と全く関係がなかったとしたならば、海運の途上、明朝の厳しい法を犯してまで高麗に逃亡することはなかったであろう。

なお、この文書の標題「在逃粮船梢工陳均祥起取發来事」から、陳均祥がこの逃亡者のリーダーであったことが窺われる。そして、その逃亡過程は、まず梢工林転五が粮船を出航させた後、陳均祥等が機に乗じて上陸し、薪と水を取り立てて逃亡するといった段取りである。したがって、彼らの逃亡が綿密に練られた計画的行動であったことは明らかである。以上の状況も、「陳均祥」が「陳君祥」であることを裏付けるだろう。

ところで、方国珍が降伏した後も、その残存勢力は、反抗を続けている。この背景について、鄭若曾（一五三〇～一五七〇年）は、『鄭開陽雑著』巻九「海運図説」において、元明の海運を比較して次のように指摘している[20]。

自至元以迄天曆六十餘年間、海運不廢、總其所失米數曾不能以十一。蓋彼時向意海運、召募兩浙富戸素習海濤之人、而以沙民朱清張・瑄爲之使、且又禁網疏闊、能與民間同其利。至國初遷都北平、議行海運、編定里甲、遞年輪差、夾帶私鹽者沒入之、更審以法。且造船多不如式、督運多不得人、故鄕民數逢其害、咸以爲不便。誠如元時故制、詔募沿海巨室、自備人船海運、毎運米萬石給與耗米・行糧四千石、許載私貨回鹽、以酬其勞。連年有功者、量授以官人、誰不樂效用乎。但當自雇番客・灶丁・漁人・鹽徒慣習海濤者、聽其所欲、不可強定腹裏軍民不習水性之人、以

敗乃事。

第一に、元代の海運は政府側が輸送費用と食糧を給付していた。第二に、海運に従事する民間の勢力にも、同時に商業行為を行うことを認めたり、功績のある者には官職を授けたりするなど様々な権益を付与していた。そのため、海賊出身の朱清・張瑄も海運に携わるようになったのである。方国珍の残存勢力には元代以来の船戸が多く含まれていた。以上から、方国珍の勢力は元朝の朱張の一派と同様の性格を有していたことが窺える。

ところが、明朝建国後、彼らが里甲に編入され、海禁が厳しく行われるようになると、莫大な権益を失った。だからこそ、彼らは、蜂起して明朝に反抗したのである。

建国後まもない明朝にとって、方国珍・張士誠の残存勢力問題への対処は、その基盤に大きな影響を与える問題であった。張士誠と方国珍政権は、江浙居住の民間の豪強私商を糾合した集団であった。その中には、もともと塩の販売・海運・漁業を生業としていた船戸が多かった。彼らは、元末の混乱した状況に乗じて勢力を拡大し、最終的にそれを打破して東アジア海域の覇権を獲得し、国家の領域を超えた強大な勢力となった。一方、明初の政権は、質実剛健な淮西武人および儒学正統主義を採る浙東士人から構成されていた。さらに布衣から天子の位に即いた朱元璋は、強烈な個性の持ち主であった。このような性格を有する新王朝にとって、方国珍・張士誠政権のような勢力は、長期的にみると、その体制を作り上げる上で大きな障害であった。しかしながら、東アジアの国際秩序を確立させていない建国直後の段階では、彼らとある程度妥協し、徐々に彼らを体制の枠組みに取り込んでいかざるを得なかった。明朝が方国珍の残存勢力を衛所に編入し、海防と海運という重要任務を委ねた対策も、以上のような王朝交替期によくみられる状況に対応するものであった。

三　運軍の実態について

蘭秀山の乱が平定されたことにより、海運の安全はようやく保障されることとなった。この反乱の鎮圧に大きな功績のあった呉禎は、洪武五年（一三七二）より洪武十一年（一三七八）まで勅命によって海運を統轄し、洪武十二年（一三七九）に病没した。

蘭秀山の乱が平定されたとはいえ、明朝の海運は依然としてさまざまな問題に直面した。とりわけ海運を担う「運軍」にとって、天災・人災は大きな脅威であった。天候不良による沈没・漂流がその最たるものであった。一三七二年から一四一〇年の間に海難事故により朝鮮に漂着した事例を『朝鮮王朝実録』及び『吏文』から収集すると、下の表のようになる。

表：運軍の朝鮮漂着事例一覧

番号	漂着時期	漂流者及びその身分	所属衛所	漂着地	出典
1	洪武五（一三七二）年四月二十日	梢工陳均祥・張順保、軍人林得九・余成五・林進、百戸汪名、小旗計成、軍人陳寶七・金眞一	横海衛（留守都衛のひとつ、南京周辺に所在か？）	高麗王京地面山島	『吏文』巻二「在逃糧船梢公陳均祥起取発來事」
2	洪武二十（一三八七）年六月二日	指揮馬扒、百戸李鉄關等	淮安衛	龍岡県隘口徳島	『吏文』巻二「指揮馬扒運糧海船高麗龍崗地面漂泊事」
3	建文三（一四〇一）年五月十日	六十人（身分不詳）自ら高麗人に対して「以帝命運糧于遼東、因風到此」と陳述	不詳	全羅道長沙縣	『朝鮮王朝実録』太宗三年五月戊戌（十日）條
4	永楽二（一四〇一）年（月日不詳）	千戸陳生等	浙江觀海衛	（豊海道）豊州鎮	『朝鮮王朝実録』太宗四年九月丙午（八日）條

5	永楽四（一四〇六）年七月六日	百戸施得、總旗林七郎等	蘇州衛右所	（忠清道）蕁城	『朝鮮王朝実録』太宗六年七月癸巳(六日)條
6	永楽四（一四〇六）年七月十九日	總旗黄進保等	浙江金郷衛前千戸所	吉州	『朝鮮王朝実録』太宗六年 閏七月丙子(十九日)條
7	永楽四（一四〇六）年七月二十二日	百戸楊茂等	浙江觀海衛	義州地面	『朝鮮王朝実録』太宗六年七月己酉(二十二日)條
8	永楽四（一四〇六）年八月十七日	總旗吳進等二十五名	紹興衛三江千戸所	兆陽鎮	『朝鮮王朝実録』太宗六年八月癸卯(十七日)條
9	永楽五（一四〇七）年六月四日	百戸吳敏	廣洋衛（留守都衛のひとつ、南京周辺に所在か？）	豐海道豐州	『朝鮮王朝実録』太宗七年六月丙戌(四日)條
10	永楽七（一四〇九）年三月十日	百戸柳貴等三員、旗軍一百一十七名	鎮南衛後所（鎮南衛は在京諸衛の一つ）	全羅道沃溝	『朝鮮王朝実録』太宗九年三月癸丑(十日)條
11		指揮孫貴、千戸張義等	鎮南衛（？）	忠清道蕁城鎮	
12		百戸徐鎮及び旗軍五十五名	浙江寧波衛後所	豐海道豊州	
13	永楽八（一四一〇）年六月二十七日	百戸徐慶	浙江處州衛	仁州	『吏文』巻二「運糧海船漂到仁州山島事」 『朝鮮王朝実録』太宗十年七月丁卯(一日)條

この表から、海運の際、海難事故が頻繁に起こっていたことが窺える。ただし、中国側に残された史料においては、運軍に関する記載は非常に少ない。『明史』巻八六「河渠志四」海運の条は清代に編纂されたものであり、意図的に言及を避けた部分が多く、記述も詳しくないため、一次史料として利用することはできない。『明実録』に見える記載は比較的史実に近いものであるが、編年史料という性格上、記述が断片的にならざるを得ない。これら中国側の史料に比べ、中国船漂着事件の処理は、朝鮮王朝にとって、「事大之誠」を示す絶好の機会であり、朝貢体制の大局に関わる重要な案件であった。このため、『朝鮮王朝実録』には、中国船漂着事件に関する詳細な記載が比較的残っている。

朱元璋は、運軍の海難事故を非常に憂慮しており、『明太祖実録』巻一四五、洪武十五年（一三八二）五月丁未には、

次のような諭旨が記録されている。

諭之曰：其糧餉歳輸海上、毎聞一夫有航海之行、家人懐訣別之意。然事非獲已、憂在朕心、至其覆命、士卒無虞、心方釋。然近聞有溺死者、朕終夕不寐、爾等其議屯田之法、以圖長久之利(21)。

朱元璋は庶民出身であったため、下層社会の事情に通じていた。したがって、彼の諭旨は運軍の実情をある程度反映していると考えられる。上掲の表をみると、永楽年間以降、海運糧船の海難事故が頻発している。しかし、史料の制約からその原因を究明することはできない。この背景について、筆者は次のように考えている。洪武年間に衛所に編入された方国珍・張士誠の残存勢力である軍民は、永楽年間になると高齢化と世代交代が進んでいた。そして、彼らの後継者の航海・操船技術は先代には及ばなかった(22)。このため、永楽年間以降、海運船の海難事故が頻発したのである。

また、明政府は海運に従事する方国珍の残存勢力を完全には信用しておらず、浙江地区にあった衛所の改編を念入りに行った。海運の実施が盛んになると、浙江の衛所が非常に重要な役割を果たしていたことを上掲の表は示している。上掲の表にみえる観海衛・金郷衛・紹興衛・寧波衛・処州衛は、すべて浙江の境域内にあった。檀上寛氏の研究によると、洪武十年、明政府は、方国珍の旧部数万人を京師に赴かせ、翌年に彼らは揚州等で荒田を与えられ、広揚衛に編成されて軍屯に従事した。さらには、方氏の旧「水夫」の大部分も京師に移された(23)。方国珍の従子方明謙は、広揚衛の指揮使に任命され、湯和に従って海防体制の整備に力を尽くしたが、間もなく不法行為により死刑に処された(24)。このように方氏旧勢力が在地社会から切り離され、他の衛所に再編成されたのは、明朝がその勢力を警戒したためであろう。ただし、上述したように、明朝は蘭秀山の乱を鎮圧すると、方国珍の支配していた温・台・慶等三府の軍人及びいわゆる「蘭秀山の田糧のない民」は沿海の衛所に編入された。このことから江浙地区の海防の要地は、依然として方氏旧勢力によって守備されていたといってよい。そして、注目されるのは、明朝がこうした衛所を統御するために、衛所の人員の編成、とりわけ下級将校の任命に相当注意を払ったことである。たとえば、明代の地方志『海塩県図経』巻一〇「武秩」海寧衛は、次のような王文禄撰『衛職黄志』の佚文を引用している。

李三、金華人、至正戊戌（一三五八）歸、征紹興、攻蘇州、克咸平、捕蘭秀山寇、授興武衛小旗……升總旗、洪武二十八年海運歿、子復補、三十年升百戸。

なお、この『衛職黄志』の序文には次のような記載がみえる[35]。

武職有公侯伯、下指揮・千・百戸、視子男世襲。指揮上有把總・參將・總兵・都督、流官不世襲。指揮有使、有同知、有僉事。千戸有正、有副。百戸有試、有冠帶。……有開國功・靖難功・征蠻功・平寇功・下西洋功・海運功・開屯功。開國曰舊官、試騎射。靖難曰新官、不試、今亦試。功載内府冊曰黄、其副在兵部、衛歳造上都司、曰貼黄。今按而纂之、人各爲傳、曰職黄。

つまり、『衛職黄志』は衛所武官[36]の家系および功績を記録した档案に基づいて編纂されている。こうした档案は、現存する『武職選簿』と密接な関係があると考えられる[37]。ただし、『衛職黄志』は海寧衛が毎年都司に提出する「貼黄」に基づいている。一方、『武職選簿』は兵部の武選司に所蔵された衛所の武官の簿籍であろう。当然ながら、両者の来源は、ほぼ同一のものであるが、前者は編纂を経ているため、後者より簡略である。

上の事例によれば、李三は至正十八年（一三五八）に明軍に帰順して蘭秀山の乱の平定にも参加し、諸々の功績によって五十名の旗軍を統率する「総旗」に昇進した。その後、李三は海寧衛に転任し、洪武二十八年（一三九五）に海運の途上で殉職した。李三の子李復はその職務を受け継ぎ、功績によって百戸を世襲することを許された。李氏一族は李復の世代から代々海寧県に定住する衛所武官となったのである。こうした状況から、明初においては、生命の危険を伴う海運業務に従事すること自体が、衛所の武官の功績を評定する重要な根拠となっていたことが窺える。また、蘭秀山の乱の平定に功績を立てた李三を、総旗に昇進させて海運に従事させたことには、運軍の中の不穏分子を牽制する明朝の意図が垣間見られる。

運軍は軍糧輸送だけでなく、海運の際、沿海の衛所を援護し、海賊を掃蕩する役割も担っていた。朱元璋及び朱棣（永楽帝）は、運軍に対して、海運の途中で倭寇を討伐するように諭旨を下している。『明太祖実録』洪武十七年（一三八

四）冬十月丁卯の條には次のような諭旨がみえる[28]。

命將士運糧往遼東、上諭之曰：海道險遠、島夷出沒無常。爾等所部將校毋離部伍、務令整肅、以備之州回登州彼巡捕倭寇、因以立功可也。

運軍が偶発的に海賊に遭遇することもあった。たとえば、鎮海衛千戸の王庭は、洪武十七年に軍糧を輸送する途中で、倭寇と遭遇し、戦死している[29]。また、朝鮮の史料によると、浙江紹興衛三江千戸所の総旗呉進は部下を率いて太倉から北京へ軍糧を輸送していた途上、倭寇と遭遇した。旗軍三十五名は戦死したが、呉進等二十五人は、危機を脱して筏で朝鮮に漂着し、中国に送還された（上掲表８の事例を参照）[30]。

さらに、注目すべきことに、明朝は海運に新たに帰属してきた運軍を懐柔するため、彼らが商業活動に従事することを黙認していた。海運を統轄する総兵官も、部下が島民と交易することを許可していた。ところで、『明史』巻一五三「陳瑄伝」は、島民が運軍を恐れ、彼らから逃げ隠れていた状況を伝えている[31]。

永樂元年命瑄充總兵官、總督海運、輸粟四十九萬餘石、餉北京及遼東。遂建百萬倉於直沽、城天津衛。先是、漕舟行海上、島人畏漕卒、多閉匿。瑄招令互市、平其直、人交便之。運舟還、會倭寇沙門島、瑄追擊至金州白山島、焚其舟殆盡。

明朝が成立してすでに三十年以上経過してもなお、運軍は依然として、元末の船戸がもっていた荒々しさを保持していた。同時に、この史料は、運軍が倭寇を掃討する役割を果たしていたことも傍証する。

四　永楽十三年の海運廃止について

永楽十三年（一四一五）、明政府は、大運河の改修を完了して、江南と北方を結ぶ遠距離の海運を廃止した。これにより、元明交替をはさんで百年以上にもわたって継続した海運は、一応の終焉を告げることとなった。

明朝がこの海運体制を廃止した理由について、先行研究は倭寇の騒擾や海難事故に対する憂慮を強調するのみで、十分な検討を加えているとは言い難い。前者について筆者は、明初の海運船団は強大であり、倭寇にはこれに対抗する実力はなかったと考えている。また、高栄盛氏は、後者が明朝にとって海運廃止の理由にはなり得ないと論じている(32)。したがって、海運体制を廃止した要因は、上の二点以外に求めなければならない。筆者は、二節で引用した鄭若曾による元代・明代の海運の比較に基づく議論がより説得力をもっていると考えている。鄭若曾は、元代海運の特徴として統制の寛大さに注目している。すなわち、元代においては、海運従事者に対して、交易や塩の専売を認めたり、功績ある者を官僚として任用したりすることにより、権益を付与していた。これによって、民間勢力も利益を享受することができ、宋末以来の海賊朱清・張瑄でさえも懐柔され、元朝に忠節を尽くしたのであった。これに反して、明朝建国後、海禁が厳しく行われるようになると、朱・張らと同様の立場にあり、また多くが船戸であった方国珍の残存勢力は、里甲に編入された。彼らが蜂起して「蘭秀山の乱」を起こしたのは、突如として莫大な利権を失ったからにほかならない。そして、この反乱が鎮圧された後、方国珍の残存勢力の多くは、沿海にあった衛所に編入され、明初の海運において重要な役割を担うようになった。以上を踏まえると、明朝が海運を廃止した理由を解明するためには、元末明初における船戸を中心とした海民の動きに注目する必要がある。

明初、海運に従事する軍民の状況及び海運に対する沿海の軍民の態度については、明末の王在晋の撰による『皇明世法録』巻五四「通漕叙言」に、次のような説明がある。

> 國初去勝國未遠、沙民猶能習海。余家生長海壖、嘗聞父老言、驅民轉輸海粟、父別子、夫別妻、生受其祭、而死招其魂。浮沒如萍、生死如夢。其幸脱鯨鯢之口、則以爲再世更生、來歳復運、如螭蛄之不知有春秋。

これによると、沿海の軍民は、海運に対して消極的な態度をとっていた。つまり、海運は、彼らにとって大きな負担となっていたのである。王在晋は、海運の起点であった太倉出身であり、彼の明初沿海地域の軍民の生活状態の描写は、一定程度実情に近いはずである。しかしながら、王在晋は、漕運の重要性を鼓吹するためにこの「通漕序言」を記した

のであり、それゆえに、その記述には偏りがあることに注意しなければならない。元代における海運の危険性も、明初とそれほど大きく異なるものではなかった。それにもかかわらず、朱・張のような海賊が命を惜しまず海運に従事していたのは、莫大な利益を得ることができたからである[33]。そして、交易や塩の専売、任官などの権益を求め、争って船を建造して糧食を輸送していた元代沿海民の海運に対する姿勢[34]は、明初における沿海の軍民とまったく異なっていた。このような差異が生じたのは、明代海禁体制の成立によって、海運において官民が利益を共有する構造が解消されたことに起因すると筆者は考えている。そして、海運に従事した運軍は、元末動乱期において国家の統制から逃れていたが、明初には再び国家体制に組み込まれることにより、かつての利権を失うこととなった。その結果、厳格な海禁体制に従順となり、海域での活動に対する意欲も低下させていったのである。

本稿では、運軍が元末から明初にかけて果たした役割に注目して、その実態と変容を解明した。そして、その分析を起点として、明朝による海運の実施と廃止について新たな視角を提出した。ここに大方の批正を乞う次第である。

註

(1) 代表的な研究としては、呉輯華『明代海運与運河的研究』(中央研究院歴史語言研究所、一九六一年)、星斌夫「明代海運の推移」(『清水博士追悼記念明代史論叢』清水博士追悼記念明代史論叢委員会、一九六二年)、同「明代漕運の研究」(日本学術振興会、一九六三年)、同「明清時代における河運と海運」(『歴史教育』一六―一〇、五一～五八頁、一九六八年)等がある。

(2) 和田博徳「元末の群雄とベトナム――陳友諒・朱元璋に関する大越史記全書の記事」(『史学』四九―一、一九七八年)、金恵宛「高麗恭愍王對外政策斗漢人群雄」(『白山學報』五一、一九九八年)参照。

(3) David Robinson著、水越知訳「モンゴル帝国の崩壊と高麗恭愍王の外交政策」(『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇七年)。

(4) 和田清著、潘世憲訳『明代蒙古史論集』(商務印書館、一九六三年、一一〜二二頁) 参照。
(5) 『明史』巻一二六「湯和伝」(中華書局、一九七四年、三七五三頁)。
(6) 『明太祖実録』巻三二、洪武元年五月庚午に、「昌國州蘭秀山盗入象山縣作亂、縣民蔣公直等集鄉兵擊破之。初、方國珍遁入海島、亡其所受行枢密院印、蘭秀山民得之、因聚衆爲盗」とある(中央研究院歴史語言研究所、一九六二年、五五九頁)。
(7) 『明史』巻一二六「湯和伝」(中華書局、一九七四年、三七五四頁)。また、民国『定海県志』巻十五「故実志」に、「洪武元年二月、征閩師還、次昌国、島民葉・陳二氏聚劫蘭秀山、湯和爲所襲、失二指揮」とある(『中国地方志集成』浙江省輯第三八冊、上海書店、一九九三年、五五五頁)。
(8) 拙稿「明初海運与海防的関係」(『鄭和研究』六八、二〇〇七年) 参照。
(9) 張全真「古代朝朝鮮官吏漢語教科書『吏文』的語言面貌」(『貴州大学学報』社会科学版二五—五、二〇〇七年) 参照。
(10) 本文書が先に引用する「林寶一状供」の内容と照らし合わせると、この箇所の「洪武二年」は、正しくは「洪武三年」である可能性が高い。
(11) 末松保和編(前間恭作遺稿)『訓読吏文』巻二「蘭秀山海賊干連人等高麗高伯一審決発回事」(国書刊行会、一九七五年、三〜六頁)。
(12) 『訓読吏文』巻二「在逃粮船梢工陳均祥起取発来事」(国書刊行会、一九七五年、一三〜一五頁)。
(13) 藤田明良「蘭秀山の乱と東アジア海域世界——十四世紀舟山群島と高麗・日本——」(『歴史学研究』六九八、一九九七年) 参照。
(14) 曹永和「試論明太祖的海洋交通政策」(『中国海洋発展史論文集』第一輯、台湾中央研究院中山人文社会科学所、一九八四年)。
(15) 拙稿「明初海運与海防的関係」(『鄭和研究』六八、二〇〇七年) 参照。
(16) 『四庫禁毀書叢刊』史部第四七冊(北京出版社、一九九八年、一二一頁)。
(17) 『明太祖実録』巻七〇、洪武四年十二月丙戌(中央研究院歴史語言研究所、一九六二年、一三〇〇頁)。

(18) 宋代では諱に「天君玉帝上聖皇龍」等の字を用いることが禁止されたことがあった。明初に忌避された字は不詳であるが、猜疑心が強く度重なる粛清を行った朱元璋の時代に、このような忌字が通行した可能性は極めて高い。この点については、林徳春「歴代避諱特点浅議」(『松遼学刊』六五、一九九四年)を参照。

(19) 鄭文康『平橋稿』巻一四「潘紹宗小君墓志銘」には「本太倉殷九宰子、九宰元任海道万戸、家造三巨舶、大者勝万石、中者八千、小者六千、歳以所得舶脚銭轉往朝鮮市貨、致大富」とある(『影印文淵閣四庫全書』台湾商務印書館、一九八六年、第一二四六冊、六四四頁)。

(20) 『影印文淵閣四庫全書』(台湾商務印書館、一九八六年、第五八四冊、六三一頁)。

(21) 『明太祖実録』巻一四五、洪武十五年五月丁未(中央研究院歴史語言研究所、一九六二年、二二八三〜二二八四頁)。

(22) 鄭暁『吾学編』「皇明四夷考」日本は、「初方國珍據温台處、張士誠據寧紹杭嘉蘇松通泰、諸郡皆在海上。方張既降滅、諸賊強豪者悉航海糾島倭入寇、以故洪武中倭數掠海上。高皇既遣使、命將築城增戍、又命南雄侯趙庸招蛋戸・島人・漁丁・賈豎、蓋自淮浙至閩廣幾萬人、盡籍爲兵、分十千戸所、於是海上惡少皆得衣食於縣官。洪武末年、海中方張諸逋賊壯者老、老者死、以故旁海郡縣稍得休息」と述べる。

(23) 『明太祖実録』巻一五四、洪武十六年五月庚戌には、「致仕參政舒唐、於温・台・寧波・紹興四府、招集方氏舊水夫、凡二萬七千一十八人、至京師」とある(中央研究院歴史語言研究所、一九六二年、二四〇二頁)。

(24) 檀上寛「方国珍海上勢力と元末明初の江浙沿海地域社会」(『東アジア海洋域圏の史的研究』京都女子大学研究叢刊三九輯、二〇〇三年、二一〇頁)参照。

(25) 『四庫全書存目叢書』(斉魯書社、一九九七年、史部第二〇八冊、五二三・五一〇〜五一一頁)。

(26) 明代の武官職は、大きく「世官」と「流官」とに分けられる。衛所武職は指揮使・指揮同知・指揮僉事・衛鎮撫・正千戸・副千戸・所鎮撫・百戸・試百戸の九等に分けられ、すべて世襲が許されていた。梁志勝「試析明代衛所武官的類型」(『西北師大学報』社会科学版三八―五、二〇〇一年)参照。

(27) 『武職選簿』は、『中国明朝档案総彙』第四九～七四冊（中国第一歴史档案館・遼寧省档案館編、広西師範大学出版社、二〇〇一年）に収められている。

(28) 『明太祖実録』巻一六六、洪武十七年十月丁卯（中央研究院歴史語言研究所、一九六二年、二五五〇頁）。

(29) 『明太祖実録』巻一六六、洪武十七年十月壬辰に、「兵部言、鎮海衛百戸王庭出海運糧、遇倭戦歿」とある（中央研究院歴史語言研究所、一九六二年、二五五五頁）。拙稿「明初海運与海防的関係」（『鄭和研究』六八、二〇〇七年）も参照。

(30) 『朝鮮王朝太宗実録』巻一二、六年八月癸卯に、「遣司譯院直長金有珍、押送浙江紹興衛三江千戸所總旗呉進等於遼東。初、進等運糧發太倉向北京、在海逢倭寇、官軍死者三十五名、進等二十五名、結筏漂泊兆陽鎮、官給衣糧、遣有珍押送之」とある（韓国國史編纂委員會、一九七三年、第一冊、三七〇頁）。

(31) 『明史』巻一五三「陳瑄伝」（中華書局、一九七四年、四二〇七頁）。

(32) 高榮盛「元代海運試析」（『元史及北方民族史集刊』七、一九八一年）参照。

(33) 朱徳潤『存復斎続集』「送丁鎮撫還四明海道」に、「憶昔朱張漕運始、島渦浪窟爭窮探。白骨沉沙舟自往、黄合牌多死所甘」とある（『叢書集成続編』上海書店、一九九四年、第一〇九冊、九〇八頁）。

(34) 『永楽大典』巻一五九四九『経世大典』「漕運」（中華書局、一九八六年、第七冊、六九七二頁）。

[附記]：本稿は、「蘭秀山之亂與明初海運的展開—基於朝鮮史料的明初海運“運軍”素描」（郭萬平・張捷編『舟山普陀與東亞海域文化交流』浙江大学出版社、二〇〇九年十一月）に加筆修正を施した上で、日本語に訳出したものである。翻訳に際しては、九州大学東洋史学研究室の稲住哲郎・福永善隆両氏にご尽力頂いた。ここに謹んで深甚の謝意を表す次第である。